

昭和二十四年通商産業省令第六十四号

輸出貿易管理規則

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）を実施するため、輸出貿易管理規則を次のように制定する。

（許可の手續等）

第一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者 別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通

二 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者 別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあつては、別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあつては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）

三 法第四十八条第一項の規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同時に経済産業大臣に申請する者 別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあつては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）三通

2 前項の申請書には、申請の理由を記載した書類及び事実を証する書類を添付しなければならない。

3 令別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認を申請しようとする者は、第一項の規定によるほか別表第一の四で定める様式による輸出確認書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の申請を許可又は承認したときは、当該申請書にその旨を記入し、輸出許可証又は輸出承認証としてそのうち一通を申請者に交付するものとする。

（電子情報処理組織を使用した許可の手續等）

第一条の二 次の各号に掲げる者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して申請をするときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる申請様式に記載すべき事項を当該各号に掲げる申請をする者の使用に係る入出力装置（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。）から入力しなければならない。

一 法第四十八条第二項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な輸出許可申請様式に記載すべき事項 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な輸出許可申請様式に記載すべき事項

二 令第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を申請しようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸出承認申請様式に記載すべき事項

2 前項の申請をする場合には、事実を確認できる情報を、特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は事実を証する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。

4 経済産業大臣は、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれ記載すべき事項を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。

（申請者の届出）

第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別表第六で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。

2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第六で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

4 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の規定により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

第二条 令第十二条第一号並びに第二号イ及びロの規定により輸出の承認の権限が税関長に委任されている貨物について、輸出の承認を申請しようとする者は、第一条第一項第二号の輸出承認申請書二通を税関長に提出しなければならない。

2 第一条第三項の規定は、令第十二条第二号イ又はロの規定により税関長が承認をする場合に準用する。

3 税関長は、第一項の申請を承認したときは、当該申請書にその旨を記入し、輸出承認証としてそのうち一通を申請者に交付するものとする。

（特別の許可及び承認の申請手續等）

第二条の二 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手續について、この省令の規定にかかわらず、特別な手續を定めることができる。

一 法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手續

二 第一条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続
(指定加工及び加工原材料)

第三条 令第二条第一項第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める加工及び加工原材料は、次の各号に掲げる加工及び当該加工の区分に応じ当該各号に掲げる加工原材料とする。

一 削除

二 革、毛皮、皮革製品（毛皮製品を含む。以下同じ。）及びこれらの半製品の製造 皮革（原毛皮及び毛皮を含む。）及び皮革製品の半製品
(経済産業大臣に対する税関の通知)

第四条 税関は、令第五条第二項の規定により、速やかに、経済産業大臣が告示で定める貨物について、次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一 貨物の輸出者の氏名又は名称及び住所

二 貨物の荷受人の氏名又は名称

三 貨物の仕出地及び仕向地

四 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録番号

五 貨物の品名、数量及び価格

六 前号の価格の決定に係る契約の条件

七 貨物の代金を表示する通貨の種類

八 前各号に掲げる事項のほか、経済産業大臣が告示で定める事項
(法第五十三条第四項に規定する経済産業省令で定める者)

第四条の二 法第五十三条第四項に規定する経済産業省令で定める者は、同条第一項又は第二項の規定により禁止された業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。
(業務を統括する者に準ずる者)

第四条の三 令第十条第一号又は第二号に規定する経済産業省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。
(質問書)

第五条 経済産業大臣は、令第七条の規定による審査を行うため必要がある場合は、貨物を輸出しようとする者、貨物を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人に対して必要な事項について、質問書を送付し、その回答を求めることができる。

2 前項の規定による質問書の送付を受けた者は、遅滞なく文書により経済産業大臣に回答しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五年六月三〇日通商産業省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五年十二月二九日通商産業省令第一二二号)

この省令は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 中国本土等への貨物の船積を差し止める省令(昭和二十五年通商産業省令第百号)は、廃止する。

附 則 (昭和二十六年六月八日通商産業省令第四二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年七月二七日通商産業省令第五〇号)

この省令は、昭和二十六年八月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、昭和二十六年八月十日から施行する。

附 則 (昭和二十六年九月二日通商産業省令第六一号)

この省令は、昭和二十六年九月二十五日から施行する。

附 則 (昭和二十七年八月一日通商産業省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十八年九月三〇日通商産業省令第五一号) 抄

1 この省令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年四月一〇日通商産業省令第一八号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十年八月三日通商産業省令第三七号)

この省令は、昭和三十年八月十日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定は、昭和三十年八月二十五日から施行する。

附 則 (昭和三十一年二月一日通商産業省令第五九号) 抄

1 この省令は、昭和三十一年十一月十六日から施行する。

附 則 (昭和三十三年八月二八日通商産業省令第九〇号)

この省令は、昭和三十三年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年五月一八日通商産業省令第五一号)

この省令は、昭和三十四年五月二十日から施行する。

附 則 (昭和三十六年八月二四日通商産業省令第七二号)

この省令は、昭和三十六年九月十日から施行する。

附 則 (昭和三十七年一一月一日通商産業省令一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年二月二八日通商産業省令第一五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一一月一日通商産業省令第一三三号)

この省令は、昭和四十年十一月十五日から施行する。

附 則 (昭和四十四年一〇月三〇日通商産業省令第九五号)

この省令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年五月六日通商産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一〇月二日通商産業省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一一月一九日通商産業省令第六二号)

この省令は、輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令の一部を改正する政令の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。

改正前の別表第一及び別表第二の様式は、当分の間、改正後の別表第一及び別表第二の様式に代えて使用することができる。

この省令の施行前に改正前の輸出貿易管理規則第四条第三項の規定により銀行から返還を受けた輸出申告書(銀行認証用)は、改正後の輸出貿易管理規則第五条及び第六条の輸出報告書に代えて使用することができる。

附 則 (昭和五六年六月二四日通商産業省令第三四号)

この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

改正前の別表第一の様式は、当分の間、改正後の別表第一の様式に代えて使用することができる。

附 則 (昭和五六年一〇月七日通商産業省令第六一号)

この省令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。

附 則 (昭和五九年四月六日通商産業省令第二五号)

この省令は、昭和五十九年四月十日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一一月二五日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、昭和六十年二月十五日から施行する。

附 則 (昭和六一年一一月二七日通商産業省令第九五号)

この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一一月五日通商産業省令第七〇号)

この省令は、昭和六十二年十一月十日から施行する。

附 則 (昭和六三年一一月二六日通商産業省令第七四号)

この省令による改正前の別表第一から別表第三までの様式は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の別表第一から別表第三までの様式に代えて使用することができる。

附 則 (昭和六三年一一月二六日通商産業省令第七四号)

この省令は、昭和六十二年十二月二十日から施行する。ただし、第一条第三項の改正規定中「六九」を削る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一七日通商産業省令第六号)

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年二月二七日通商産業省令第一〇五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月一〇日通商産業省令第一号)

この省令は、平成二年一月二十日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月一七日通商産業省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一〇月一四日通商産業省令第四七号）

この省令は、平成三年十一月十四日から施行する。

附 則（平成四年二月一日通商産業省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前に輸出貿易管理令第二条第一項第二号の規定により承認を受けた場合において、その承認を受けたところに従ってする貨物の輸出又は輸入については、なお従前の例による。

附 則（平成四年二月九日通商産業省令第八三号）

この省令は、平成四年十二月三十一日から施行する。

附 則（平成五年七月三〇日通商産業省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年二月一日通商産業省令第八四号）

この省令は、平成五年十二月二十二日から施行する。ただし、第一条第三項の改正規定中「若しくは二〇」を「二〇若しくは三五の二」に改める部分及び第二条の二の改正規定は、平成五年十二月十五日から施行する。

附 則（平成六年三月一八日通商産業省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月二四日通商産業省令第五〇号）

この省令は、平成六年七月六日から施行する。

この省令による改正前の別表第一及び別表第二の様式は、当分の間、この省令による改正後の別表第一及び別表第二の様式に代えて使用することができる。

附 則（平成八年八月二九日通商産業省令第六一号）抄

この省令は、平成八年九月十三日から施行する。

この省令による改正前の別表第一及び別表第二の様式は、当分の間、この省令による改正後の別表第一及び別表第二の様式に代えて使用することができる。

改正文（平成九年二月二六日通商産業省令第三号）抄

平成九年三月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月四日通商産業省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（別表様式に関する経過措置）

2 この省令による改正前の別表第一、別表第二及び別表第三の様式は、当分の間、この省令による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三の様式に代えて使用することができる。

附 則（平成一〇年八月二六日通商産業省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二五日通商産業省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二五日通商産業省令第九九号）

この省令は、平成一一年十二月一日から施行する。

附 則（平成一一年二月一七日通商産業省令第一一五号）

この省令は、平成一二年一月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月一日通商産業省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の輸出貿易管理規則第一条の二第一項の規定により提出された輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第十三条第二項の規定による届出は、この省令による改正後の輸出貿易管理規則第一条の三第一項の規定により提出された輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第十三条第二項の規定による届出、輸入貿易管理規則第二条の三第一項の規定により提出された輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第二十条第二項の規定による届出及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の三第一項の規定により提出された外国為替令（昭和十五年政令第二百六十号）第二十八条第二項の規定による届出とみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則（平成一二年三月二四日通商産業省令第三九号）

この省令は、平成一二年四月三日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二三二号）

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年二月二七日経済産業省令第一二四号）

の省令は、行政手続等における情報通信の技術の利

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年二月二五日經濟產業省令第一〇号）

この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

の省令による改正前の輸出貿易管理規則別表第一、別表第二及び別表第三のの様式は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の輸出貿易管理規則別表第一から別表第三の三まで、別表第一の四及び別表第二並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第三の様式に代えて使用することができる。

の省令は、平成十七年七月一日から施行する。

の省令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に

(行期日)

この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

米

の省令の施行の際現に改正前の輸出貿易管理規則第一条の第三項、輸入貿易管理規則第二条の第三項及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の第三項の規定によりされている届出、それぞれ改正後の輸出貿易管理規則第一条の第三項、輸入貿易管理規則第二条の第三項及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の第三項の規定によりされている届出とみなす。

行期日)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この省令による改正前の様式（外国為替及び外国貿易法第六十八條第二項の規定する

の省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

の省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

の省令は、平成三十一年一月九日から施行する。

[illegible]

の省令は、情報通信技術の活用による行

附則（令和二年四月三〇日経済産業省令第四三号）

附則（令和二年二月二十八日經濟產業省令第九二號）

この省令は、公布の日から施行する。

過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年三月一五日経済産業省令第一六号）

この省令は、令和四年三月十八日から施行する。

附 則（令和四年六月一〇日経済産業省令第五二号）

この省令は、令和四年六月十七日から施行する。

附 則（令和六年四月一〇日経済産業省令第三四号）

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月二八日経済産業省令第四二号）

この省令は、令和六年七月一日から施行する。

別表第一 (平17経産令10・全改、令2経産令92・一部改正)

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第1号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 許 可 申 請 書

経済産業大臣殿

申 請 者

※許 可 番 号	
※有 効 期 限	

氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名

申請年月日

住

所

電 話 番 号

次の輸出の許可を外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買 主 名 _____ 住 所 _____
- (2) 荷 受 人 _____ 住 所 _____
- (3) 需 要 者 (貨物を費消し、又は加工する者) _____
- (4) 仕 向 地 _____ 経 由 地 _____
- (5) 商品内容明細

商 品 名	型及び 等 級	輸出貿易管理令	単位	数 量	価 額	
		別表第1 貨物番号			単価	総 額
				計		計

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※許可又は不許可

この輸出許可申請は、

[外国為替及び外国貿易法第48条第1項]
[外国為替及び外国貿易法第67条第1項]
輸出貿易管理令第8条第2項
の規定によ

り	許可	する。
	許可	しない。
	次の条件を付して	許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船積数量	送状金額	積 出 港	通関月日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別表第一の二 (平17経産令10・全改、令2経産令92・一部改正)

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 承 認 申 請 書

経済産業大臣又は
税関長殿
申 請 者

※承 認 番 号	
※有 効 期 限	

氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名 _____ 申請年月日 _____
住 所 _____ 電 話 番 号 _____

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買 主 名 _____ 住 所 _____
 (2) 荷 受 人 _____ 住 所 _____
 (3) 仕 向 地 _____ 経 由 地 _____
 (4) 商品内容明細

商 品 名	型及び 等 級	輸出貿易管理令	単位	数 量	価 額	
		別表第2 貨物番号			単価	総 額
				計		計

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 (及び第 号)
 輸出貿易管理令第8条第2項 }

の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

※通 関

--	--	--	--	--	--	--	--

注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。

(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

別表第一の三 (平17経産令10・追加、令2経産令92・一部改正)

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第3号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 許 可・承 認 申 請 書

経済産業大臣殿	※許可・承認番号	
申 請 者	※有 効 期 限	

氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名 _____ 申請年月日 _____
住 所 _____ 電 話 番 号 _____

次の輸出許可・承認を外国為替及び外国貿易法第48条第1項及び輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買 主 名 _____ 住 所 _____
(2) 荷 受 人 _____ 住 所 _____
(3) 需 要 者 (貨物を費消し、又は加工する者) _____
_____ 住 所 _____
(4) 仕 向 地 _____ 経 由 地 _____
(5) 商品内容明細

商 品 名	型 及 び 等 級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別表第 1 貨物 番号	別表第 2 貨物 番号			単価	総 額
					計		計

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※許可・承認又は不許可・不承認

この輸出許可・承認申請は、

外国為替及び外国貿易法第48条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第2条第1項第1号
輸出貿易管理令第8条第2項

の規

定により	許可・承認	する。
	許可・承認	しない。
	次の条件を付して	許可・承認 する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

※通 関

[illegible]

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A 列 4 番とします。
- (5) この申請書は、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 2 号に該当する場合には、使用できません。

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第3号
主務官庁	経 済 産 業 省

※許可・承認番号	
※有効期限	

(5) 商品内容明細

商品名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別 表 第 1 貨物番号	貨物名称(別表第2の3 の場合は貨物番号)			単 価	総 額
					計		計

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

この輸出許可・承認申請は、
 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号の
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

許可・承認	する。
許可・承認	しない。
次の条件を付して	許可・承認 する。

条件

記名押印_____

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (5) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

別表第一の四

KIMBERLEY PROCESS CERTIFICATE

(Japan)

Certification Number : JP _____ ※

Country of Origin(Mining) : _____ Number of Parcels : _____

Identification of Exporter

Name : _____

Address : _____

Identification of Importer

Name : _____

Address : _____

	Carat weight	Value (US\$)
7102.10		
7102.21		
7102.31		

The rough diamonds in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kimberley Process Certification Scheme for rough diamonds.

輸出貿易管理令第2条第1項に基づく承認を行うにあたり、上記のことを確認する。

※Date of Issuance : ____/____/____ ※Date of Expiry : ____/____/____

Issuing Authority : Ministry of Economy, Trade and Industry

Stamp of Minister of Economy, Trade and Industry : _____

.....

※ Confirmation of Import

Certification Number : JP _____

Country of Destination : _____

Importing Authority : _____

Date of Receipt : ____/____/____

Signature or Stamp of the Importing Authority : _____

Return to : Mineral Resources Division, Ministry of Economy,
Trade and Industry 3—1, Kasumigaseki 1—chome, Chiyoda-ku,
Tokyo, JAPAN

- (1) ※印の欄は記入しないで下さい。
- (2) 英数字で記入して下さい。
- (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別表第二 (平17経産令10・全改、令2経産令92・一部改正)
T 1024

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

委託加工貿易契約による輸出承認申請書

経済産業大臣 殿

申請者

※承認番号	
※有効期限	

氏名又は名称
及び代表者の氏名

申請年月日

住 所

電話番号

次の委託加工貿易契約による輸出の承認を申請します。

1 契約の相手方 住 所

2 輸 出

(1) 仕 向 地 国 経 由 地

(2) 商品（加工原材料）内容明細

商 品 名	型及び等級	単 位	数 量	価 額		時 期
				単 価	総 額	
			計		計	

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

3 輸 入

(1) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	単 位	数 量	価 額		時 期
				単 価	総 額	
			計		計	

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

4 加 工

(1) 加工内容

(2) 加工賃単価 _____ 総 額 _____

(3) 加工賃として引き渡す商品内容明細

商 品 名	型及び等級	単 位	数 量	価 額	
				単 価	総 額
			計		計

5 備 考 _____

※ 承認又は不承認

この委託加工貿易契約による輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第二号（及び第 条第 項第 号）並びに外国為替及び外国貿易法第67条第1項の規定により

次の条件を付して承認する。
承認しない。

条 件 この承認証が使用済みとなったとき又はこの承認証に基づく貨物の輸出及び輸入を行わなかったときは、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏 面)

※ 輸 出 通 関

税関申告番号	商品名	船積数量	送り状金額	通関月日及び 税関記名押印

※ 輸 入 通 関

税関申告 番号	商 品 名	送り状数 量	送り状金 額	通関数量	通関金額	通関月日 及び税関 記名押印

- 注 (1) ※印の欄は記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合は、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 用紙の大きさはA列4番とします。

※通関

税関申告番号	No	商品番号	商品名	船数	積量	送金	状態	積出港	備考	通関月日 税関記名 押印

- 注(1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別表第四（平12通産令24・追加、平12通産令232・平15経産令9・一部改正）

輸 出 承 認 証	根拠法規	輸出貿易管理規則第1条の2				
	主務官庁	経 済 産 業 省				
有効期限		輸出承認番号				
条件						
経済産業大臣の記名押印		資 格				
日 付		記名押印				
1. 申請者		申請年月日				
名称		役職名				
住所		氏 名				
2. 取引の明細						
(1) 買主名						
住所						
(2) 荷受人名						
住所						
(3) 支払人名						
住所						
(4) 仕向地						
經由地						
(5) 商品内容明細						
番号	輸出貿易 管理令 別表第2 貨物番号	商品名 型式番号又は モデル番号 建値	数量	単位	通貨	単価 合価
総 合 計 価 額						
(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)						
備考						

※通関

税関申 告番号	No.	商品 番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積出 港	備 考	通関月日 税関記名 押 印

- 注) (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 用紙の大きさは、A列 4 番とします。

別表第六 (平21経産令66・全改、平22経産令6・令2 経産令92・一部改正)

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条の3
主務官庁	経 済 産 業 省

申 請 者 届 出 書

経済産業大臣殿

年 月 日

輸出貿易管理規則第1条の3の規定により、下記のとおり

△登録
△変更
△廃止

 に係る事項を届け出ます。

届 出 者

氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名 _____
住 所 _____
N A C C S 利用 者 I D

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ											
名称(会社名)											
郵便番号					—						
フリガナ											
住所											
フリガナ						役職					
氏名											
電話番号	()	—				FAX番号	()	—			
電子メールアドレス											
JASTPROコード											
NACCS利用者ID											
備考											

注 (1) △印のうち不必要なものは抹消して下さい。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(3) 特定手続等を行おうとする者を複数届け出る場合には、次葉を使用して下さい。

(被委任者用)

フリガナ			
氏 名		役 職	
電子メールアドレス		電話番号	() —
郵便番号	—	FAX番号	() —
フリガナ			
住 所			
NACCS利用者ID			

フリガナ			
氏 名		役 職	
電子メールアドレス		電話番号	() —
郵便番号	—	FAX番号	() —
フリガナ			
住 所			
NACCS利用者ID			

フリガナ			
氏 名		役 職	
電子メールアドレス		電話番号	() —
郵便番号	—	FAX番号	() —
フリガナ			
住 所			
NACCS利用者ID			

注 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。